

気軽に相談してください！

自立支援相談窓口

失業などで生活に困っている人、
生活が不安定な人の相談を受け、
生活状況・課題に合った個別相談を行います。

一緒に考えましょう！

傷病

高齢

介護

失業

障害

教育



※中央区、南区ではハローワークによるジョブスポットを併設し、職業相談・職業紹介を行っています。

自立支援相談窓口	電話番号	受付時間
緑区 シティ・フラザ はしもと6階 <small>(市総合就職支援センター内)</small>	042- 774-1131	相談 無料 月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時 (祝日等除く)
中央区 あじさい会館 5階	042- 769-8206	
南区 南保健福祉 センター1階	042- 701-7717	

平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法による支援です。

自立相談・支援

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、既存サービスのご案内や①～⑥の活用などにより具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

① 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方（失うおそれの高い方を含む）に、就職に向けた活動などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



② 就労準備支援事業

一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

- ・生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立段階）
- ・就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）
- ・事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得、就労相談（就労自立段階）



③ 一時生活支援事業

住居がなく所得が一定水準以下の方に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施します

④ 家計相談支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する支援を行います。家計収支等に関する課題を整理・把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、相談者の状況に応じた支援計画の作成、公的制度の利用支援・家計表の作成、法テラス等の関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行います。

⑤ 学習支援・若者自立サポート

子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間との出会いや活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校在学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の方に必要な支援を行います。若者の居場所の提供を通じ、学び直しの支援を行うとともに、地域と協働で、社会性やコミュニケーション能力を身につけるための生活自立などを支援します。



⑥ 就労訓練事業

その方に合った作業機会を提供しながら、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施します。

- ・訓練事業所として認定を受けた事業所での就労訓練です
- ・自立支援相談窓口と事業所の就労支援担当者が連携します

